

令和6年度宮崎県立図書館宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム 構築及び運用保守等業務の委託に係る企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県立図書館では、現在運用中の「宮崎県立図書館貴重書デジタルアーカイブ」システムに加えて、宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム（以下「県史システム」という。）を新たに構築し、導入することとしている。

宮崎県が置県140年を迎えたことを機に、当館からより積極的に県の歴史に関する充実した情報を発信するとともに、県民をはじめとする利用者が、来館のみならずインターネットを經由してこうした情報に簡便かつ速やかにアクセスできる環境を構築することで、郷土の歴史を学び、調査研究し、その魅力に触れる機会を広げることを目的として、宮崎県史のデジタルアーカイブ基盤を整備するもので、この事業を通じて、地域資料を収集・整理・保存・活用する拠点として、さらには県民の調べたい、学びたいといった知的探求の活動に応える文化施設としての県立図書館の使命を従来以上に果たし、次世代に伝え残していくことを目的とする。

2 委託の内容

以下、別紙のとおり

- ・宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム構築及び運用保守等業務仕様書
- ・宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム電子化業務仕様書

3 契約上限額

電子化及びシステム構築年度（令和6年度）4,822,774円（消費税及び地方消費税を含む。）

クラウドサービスを利用する場合、その利用料を含むものとする。委託料は精算払とする。

なお、後年度におけるシステム運用保守等業務については、年度ごとに別途契約し、発生する負担料はその契約に基づいて支払うこととする。

4 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※後年度（令和7年度以降）のシステム運用保守等業務については年度ごとに別途契約

5 参加資格要件

- (1)宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目がサービス（役務の提供）の者、又は過去5年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務実績を有する者
- (2)共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、(1)の要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年

法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年宮崎県条例第 18 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者
- (7) 県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないこと。
- (8) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等 (宮崎県内に居住している者に限る。) の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (9) 過去 5 年以内に、国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区 (人口規模 20 万人以上に限る) が発注するデジタルアーカイブ構築業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (10) 提示している仕様書を満足する契約の履行が可能であること。

6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

7 スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 6 年 6 月 5 日 (水) |
| (2) 質問等の締切 | 令和 6 年 6 月 12 日 (水) 午後 5 時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和 6 年 6 月 20 日 (木) 午後 5 時まで |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和 6 年 6 月 26 日 (水) 午後 5 時まで |
| (5) プレゼンテーション (ヒアリング) | 令和 6 年 7 月 1 日 (月) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 6 年 7 月上旬 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書 (別紙 1) を提出すること。

① 提出場所

下記 12 を参照

② 提出期限

令和 6 年 6 月 12 日 (水) 午後 5 時まで

③ 提出方法

郵送、電子メール又はファックス (電子メール又はファックスの場合は、提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合せの内容及び回答

ア 質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日を除く原則3日以内に回答するものとする。軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

イ 提出期限に到着しなかった質問及び評価基準の配点や審査等に支障をきたす質問については回答しない。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年6月20日（木） 午後5時まで（郵送であっても必着とする。）

③ 提出方法

郵送、電子メール又はファックス（電子メール又はファックスの場合は、提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本事業「業務委託仕様書」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（10部）

- ・ 別紙「宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム構築委託業務提案協議評価基準」の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載すること。
- ・ 提出する企画案は、1案のみとする
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
- ・ ページ数に制限は設けない。

イ 見積書（原本1部、写し1部）

- ・ 本事業「業務委託仕様書」に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 令和7年度以降のシステム運用保守等業務に係る単年度負担額についても別途見積額を明らかにすること。
- ・ 内訳は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

ウ 業務実績書（1部）

- ・ 本事業と同程度の業務実績を提出すること。

エ 誓約書（1部）

- ・ 誓約書（別紙3）により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和6年6月26日（水） 午後5時まで（郵送であっても必着とする。）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション

日 時： 令和6年7月1日（月） 午後2時から

場 所： 宮崎県立図書館2階読書振興室

実施方法： 参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、企画書の受付順とする。
- ② 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。
- ③ 説明時間は30以内とする。
- ④ 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。
- ⑤ 審査会場の入場者は3名以内（主たる説明者1名、補助員2名以内）とする。
- ⑥ 希望があればプロジェクター、スクリーンは準備するが、パソコン等については参加者側で準備すること。また、館内閲覧系インターネット回線を使用できるが、通信速度が比較的低速度であるため注意すること。

(5) 選定方法

- ① 複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。
- ② 提案者が1者の場合でも採点を行い、受託能力の有無を判断する。

(6) 審査の通知

令和6年7月上旬に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公告した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に

必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-0031 宮崎県宮崎市船塚3丁目210番地1
- (2) 担 当 宮崎県立図書館 総務・企画課 企画担当（担当 大木）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-29-2911
ファックス番号 0985-29-2491
メールアドレス toshokan@pref.miyazaki.lg.jp